

不法行為による損害賠償請求権の遅滞時期 H04-09-2 <#291>

【問】 正誤をつけよ。

不法行為に基づく損害賠償債務は、被害者が催告をするまでもなく、その損害の発生のときから遅滞に陥る。

《ポイント1》 不法行為による損害賠償請求権の遅滞時期

不法行為に基づく損害賠償債務は、なんらの催告を要することなく、**損害の発生と同時に遅滞に陥るもの**と解すべき(最判昭 58.9.6)

《関連知識》 不法行為での過失相殺

被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を**定めること**ができる。(民法 722 条 2 項)

cf. 債務不履行での過失相殺

⇒裁判所は、責任及び額について**必ず斟酌しなければならない。**

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。(民法 418 条)

【答え】 正しい